

# 次期診療報酬改定で厚労省に要請

## 初再診料引き上げ、か強診、同一初診中の算定制限など質す

### 保団連近畿ブロック

保団連近畿ブロックは12月9日、次期診療報酬改定に向け、技術料の正当な評価や不合理の是正を求めて厚労省に13項目の要望書を提出し懇談した。大阪歯科からは、吉田裕志、平尾清司副理事長が参加。厚労省からは大平貴士保険局長、療課課長補佐が応じた。

要望のうち、①基本診療料の引き上げと歯初診の施設基準の廃止②同一初診1回限りの算定制限③処置時の麻酔薬剤料の算定制限の不合理是正④か強診の抜本的改定とSPT、P重防の再編・整理⑤医管・総医の施設基準の見直し——を中心に当局の考えを質した。

### 基本診療料の引き上げ

基本診療料について協  
会・近畿ブロックは、医  
療経済実態調査の結果に



13項目の要望書をわたす吉田副理事長(右から3人目)と川村雅之兵庫協会副理事長(右から2人目)、平尾副理事長(右端) 12月9日、国会館

触れ、「明らかに二極化が進み、平均値は上がるけれども、損益差額の最頻値は500万円以下の診療所が多い。コロナ禍での手当ても不十分だった」として、初・再診料の引き上げを求め、あわせて歯初診の届出を廃止するよう求めた。大平氏は、「歯再診料の引き上げはこの間、院内感染対策に着目した形で、内容は少しずつ異なっているが、対応させていたたいている」とし、歯初診の改廃については明言を避けた。協会からは、歯初診の届出は休止状態の医院を考慮すれば実質100%であり、院内感染防止の届出は廃止するよう改めて求めた。

### 同一初診1回限りの不合理是正を

長期管理中に同一初診1回限りの算定になっていない不合理是正については①充形、修形、シーラントの再算定のルールの明確化②義歯新製の際の咬合調整や新製有床義歯管理料は装置単位に③同

### か強診の整理・再編を

か強診は地域包括ケアとの関係で導入された経緯から、中医協の場で訪問診療の実績が今後も追及され続ける。CeやSPTとの関連はなく、どの医療機関でも取り組めるものについては一物二価をなくし再構築すべきだと要望。SPTについては「歯周治療の指針」の原則にそって3カ月×

### 浸潤麻酔の算定制限の撤廃を

浸潤麻酔の算定制限については、抜髄や感根処などの歯内治療時、充形や修形などの歯冠形成時をはじめ、120点以下の処置であっても歯周基本治療などの算定制限を撤廃するよう求め、当面、薬剤料は手術と同様に算定できるように求めた。大平氏は、「改定率が決まらない限り、動けない。ご要望の趣旨を反映できるかどうかはそれからになる」と回答した。

### 医管・総医の施設基準廃止を

医管・総医については、施設基準を廃止するよう求めた。特に、常勤歯科衛生士の人員要件は、モニタリング(医管)や医科との連携下で医学管理する行為(総医)と直接の関連はない上に、高齢・過疎・中山間地域と都市部との地域間格差まで生み出していることを指摘。存続の場合でも、医科との連携実績がある場合は、常勤歯科衛生士の要件を緩和する代替案を示しながら当局の考えを質した。大平氏は「医管(モニタリング)については、対象疾患自体を診る医科とは趣旨が違うので、管理料に

月内一回限りとなっている義歯調整料を必要に応じて算定可能に④再度の感染根管処置はTcCで経過観察中でも算定可能に——などを求めた。

「医療経済実態調査」特筆すべきは、個人立全体の12・3%にあたる「最頻損益差額階級」の結果である。コロナ関連補助金を除き前年比マイナス246・6万円(伸び率▲9・9%)の大幅な収益の落ち込みに伴い、損益差額はコロナ関連補助金を除き前年比マイナス183・1万円の365・7万円となったことである。コロナ関連補助金(92万円)を含めても457・7万円で、この金額では生活費の確保に窮する状態で、小規模個人経営の歯科医院は

## 生活費の確保に窮する事態、診療報酬の抜本的引き上げを

### 第23回医療経済実態調査 富本昌之経税部長が談話

第23回医療経済実態調査の公表を受け協会の富本昌之経税部長は12月15日、談話「生活費に窮する危機的事態、診療報酬の抜本的な引き上げが急務」を発表した。要旨は次の通り。

「医療経済実態調査」概要・結果では歯科医療機関で大多数を占める個人立の経営状況が、2年前の同調査結果よりもさらに悪化していることが明らかになった。

個人立全体平均は、医療収益でコロナ関連補助金を除き前年比137万円の減収であるが、金パラ価格の高騰や消費税増税に伴い医薬品費・歯科材料費は逆に増加しており、費用面ではほぼ変化がなく損益差額は前年比109万円のマイナスとなっている。

「最頻損益差額階級」の結果である。コロナ関連補助金を除き前年比マイナス246・6万円(伸び率▲9・9%)の大幅な収益の落ち込みに伴い、損益差額はコロナ関連補助金を除き前年比マイナス183・1万円の365・7万円となったことである。コロナ関連補助金(92万円)を含めても457・7万円で、この金額では生活費の確保に窮する状態で、小規模個人経営の歯科医院は

事業に要する借入金の返済や医療機器等の更新に充てる資金など全く捻出できない。まさに歯科医院経営の危機である。

固定経費は今後も増加が見込まれる。すべての歯科保険医療機関で質の高い歯科医療を提供し、スタッフの雇用と待遇確保、適正な委託技工料の支払いを実現するために、基本診療料と基礎的技

表 2021(令和3)年実施 中医協「第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」

| 項目                                | 2019年<br>金額(千円) | 2020年<br>金額(千円) | 金額の伸び率<br>(%) |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 歯科診療所(青色申告者を含む)<br>個人立「最頻損益差額階級」  |                 |                 |               |
| I 医療収益                            | 24,887          | 23,341          | ▲6.2          |
| 新型コロナウイルス関連補助金を除いた医療収益            | -               | 22,421          | ▲9.9          |
| 1. 保険診療収益                         | 22,500          | 20,697          | ▲8.0          |
| 4. その他(新型コロナウイルス関連補助金)            | -               | 920             | -             |
| II 介護収益                           | 0               | 0               | -             |
| III 医療・介護費用                       | 19,399          | 18,763          | ▲3.3          |
| 1. 給与費                            | 7,544           | 7,052           | ▲6.5          |
| 2. 医薬品費                           | 276             | 307             | 11.2          |
| 3. 歯科材料費                          | 1,821           | 1,945           | 6.8           |
| 4. 委託費                            | 2,533           | 2,381           | ▲6.0          |
| 5. 減価償却費                          | 1,649           | 1,505           | ▲8.7          |
| 6. その他の医療費用                       | 5,576           | 5,574           | 0.0           |
| IV 損益差額(I+II-III)                 | 5,488           | 4,577           | -             |
| (参考) 新型コロナウイルス関連補助金を除く損益差額<br>施設数 | -               | 3,657           | -             |
|                                   | 58              |                 |               |

## お得に借りる！ 京都銀行提携融資

特別金利  
キャンペーン  
実施中!

期間限定で通常金利より年0.4%優遇  
2022年3月31日まで 【斡旋手数料】 融資金額×0.1%

### 新規開業資金

融資限度額  
**3,000万円以内**

### 子弟教育資金

融資限度額  
**2,000万円以内**  
※診療報酬平均月額×30倍以内

ご融資利率  
キャンペーン金利

通常金利 年1.475% → **年1.075%** 変動金利

### 設備資金

融資限度額  
**1億3,000万円以内**  
※診療報酬平均月額×30倍以内

### 運転資金

融資限度額  
**1,000万円以内**  
※診療報酬平均月額×6倍以内

ご融資利率  
キャンペーン金利

通常金利 年1.275% → **年0.875%** 変動金利

お問い合わせは、大阪府歯科保険医協会 / 共済部  
TEL 06-6568-7438まで